

令和3年2月18日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) 本間組 新潟市中央区西湊町通三ノ町3300-3

(株) 帝設備 千葉県市原市山田橋2-3-18

令和3年2月18日～令和3年4月17日（2ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

本件は、関東支社発注の「東京湾アクアライン管理事務所増築工事」において当該有資格者の過失により、管理事務所内のシャワー室及び洗面台の排水口から水が逆流し浸水が確認されたものである。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上